

## 広島県大規模氾濫時の減災対策協議会ダム部会の廃止について（北部建設事務所管内）

令和4年2月28日

## 1 要旨

令和3年7月15日付けで「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」が施行され、河川法（昭和39年法律第167号）が一部改正された。

改正後の河川法第51条の2に基づき、一級河川に設置されているダムの洪水調節機能の向上に必要な協議を行うため、令和3年11月30日付けで江の川水系 ダム洪水調節機能協議会が設置されたが、北部建設事務所管内には対象のダムがないことから、下記により、減災対策協議会ダム部会を廃止する。

## 2 ダム部会廃止における対応（案）

## 減災対策協議会規約の改正

減災対策協議会規約第8条（ダム部会）を別紙「広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（北部建設事務所管内）規約（改正案）」のとおり改正する。

## 3 広島県内の一級河川に設置されているダムの洪水調節機能協議会設置状況について

水系名	設置日	設置方法
太田川水系	令和3年11月30日	減災対策協議会ダム部会を承継し、ダム洪水調節機能部会を設置
小瀬川水系	令和3年11月30日	減災対策協議会ダム部会を承継し、ダム洪水調節機能部会を設置
芦田川水系	令和3年9月30日	減災対策協議会とは別にダム洪水調節機能調節協議会を設置
江の川水系（上流）	令和3年11月30日	減災対策協議会とは別にダム洪水調節機能調節協議会を設置
高梁川水系	令和3年11月30日	減災対策協議会ダム部会を承継し、ダム洪水調節機能部会を設置

(参考法令)

河川法 (昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号)

(ダム洪水調節機能協議会)

第五十一条の二 河川管理者は、その管理する一級河川に設置された第四十四条第一項に規定するダム又は河川管理施設であるダム (次項及び次条において「利水ダム等」という。) の洪水調節機能の向上を図るために必要な協議を行うため、ダム洪水調節機能協議会を組織するものとする。

2 ダム洪水調節機能協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 河川管理者
- 二 利水ダム等に係る水利使用に関し第二十三条又は第二十六条第一項の許可を受けた者
- 三 関係都道府県知事
- 四 関係行政機関、関係市町村長その他の河川管理者が必要と認める者

3 第一項の規定によりダム洪水調節機能協議会を組織する河川管理者は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号及び第三号に掲げる者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 ダム洪水調節機能協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

6 ダム洪水調節機能協議会において協議が調った事項については、ダム洪水調節機能協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、ダム洪水調節機能協議会の運営に関し必要な事項は、ダム洪水調節機能協議会が定める。

(都道府県ダム洪水調節機能協議会)

第五十一条の三 河川管理者は、その管理する二級河川に設置された利水ダム等の洪水調節機能の向上を図るために必要な協議を行うため、都道府県ダム洪水調節機能協議会を組織することができる。

2 都道府県ダム洪水調節機能協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 河川管理者
- 二 利水ダム等に係る水利使用に関し第二十三条又は第二十六条第一項の許可を受けた者
- 三 関係行政機関、関係市町村長その他の河川管理者が必要と認める者

3 前条第三項から第七項までの規定は、都道府県ダム洪水調節機能協議会について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「前項第二号及び第三号」とあるのは「同条第二項第二号」と読み替えるものとする。